

## 移住者住宅取得支援事業補助金Q&A

No.	区分	質問	判定	回答
1	概要	基準日とはいつのことで、どういう意味があるのですか？		基準日とは、所有権保存登記または所有権移転登記を完了した日のことです。 補助対象となる方や建物の要件、申請期限の起算日となるほか、年齢区分の判定をする日となります。
2		移住とはどのようなことですか？		本事業でいう移住とは、以下のすべてを満たすことです。 ① 基準日の10年前の日から福島県への転入日までの間、福島県に住民登録がないこと。 ② ①の福島県への転入日が、基準日から前2年以内または基準日後であること。  ※申請に当たっては、喜多方市内に住宅を取得・転入し、かつ、移住の要件を満たす必要があります。
3		対象となる経費には、なにが含まれますか？		住宅の取得に係る費用で、土地の取得・外構工事・付帯設備等や登記に係る費用は含みません。
4	補助対象者	福島県外から喜多方市に転入し、現在市内のアパートに住んでいます。これまで福島県に住んでいたことはありません。家を取得した場合、補助金を受けられますか？	△	基準日の前2年以内に転入していた場合は、補助金の対象となります。
5		夫と福島県外に住んでいますが、妻の出身は喜多方市です。家を取得した場合、補助金を受けられますか？	△	夫婦の場合、どちらも移住の条件を満たす必要があります。妻が5年前まで喜多方市に住んでいたなど、移住の条件を満たさない場合は、補助金の対象となりません。
6		市内在住の親の住宅を建て替えて、福島県外から妻子と共に転入し、親と一緒に住みますが、補助金を受けられますか？	△	建て替える住宅の名義が転入してくる方の名義である必要があります。(親の持分が1/2を超える場合は、補助対象外になります。) また、親が喜多方市民でも、転入してくる方とその配偶者及び子の全員が移住の条件を満たしていれば、補助金の対象となります。
7	対象となる住宅について	別荘は対象となりますか？	×	転入による居住とならないため、対象となりません。
8		リフォームは対象となりますか？	×	リフォームは対象となりません。
9		一戸建ての賃借を予定しています。対象となりますか？	×	アパートを含め、賃借は対象となりません。
10		併用住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅)は対象となりますか？	△	併用住宅の場合、居住部分の延べ床面積が50㎡以上で、玄関や居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるものについては対象となります。 なお、県外移住者加算については、別途要件があります。
11		中古住宅は対象となりますか？	○	対象となります。
12		建売住宅は対象となりますか？	○	対象となります。
13		新築されてから2年以上経過している建売住宅を取得しますが、新築住宅として補助対象となりますか？	×	本事業では、検査済証の発行日から2年以上経過している住宅は中古となるため、中古住宅として補助対象となります。
14		共有名義の住宅は対象となりますか？また、誰が申請者となるのですか？	○	共有者の内、補助対象者とその配偶者の持分の合計が2分の1以上ある場合に限り対象となります。 共有者で代表者を選定し申請してください。
15		住宅用地を5年前に取得しており、今回その土地に住宅を新築するのですが、対象となりますか？	○	土地の取得に関する要件はありませんので、対象となります。
16	市内在住の親が、親名義で住宅を取得し、その住宅に福島県外に住む子供が転入した場合は対象となりますか？	×	移住する方の名義で住宅を取得しないと対象となりません。	

No.	区分	質問	判定	回答
17	補助区分について	自分(夫)の年齢は40歳を超えており、妻の年齢が40歳未満です。新築住宅を取得した場合、補助金額はどのようになりますか？	/	夫婦の場合は、どちらか一方が基準日時点において40歳未満であれば、40歳未満の補助金額として対象となります。ただし、基準日時点で婚姻している必要があります。
18		中古住宅の場合、年齢によって補助額は変わりますか？	×	中古住宅の場合は、年齢によって補助額が変わりません。
19	補助金交付後について	補助金の交付を受けた後、都合により市外へ転出することになりました。このような場合はどのようになるのでしょうか？	/	この補助金は移住・定住を目的としています。この場合は目的と異なることとなりますので、補助金を返還していただくことになります。ただし、単身赴任や修学等で世帯構成員の一部の方のみが転出する場合等は返還の必要はありませんので、ご相談願います。
20		仕事の都合で単身赴任の予定があります。10年以上定住することが要件にありますが、単身赴任の場合の補助金を返還しなければなりませんか？	/	単身赴任に伴う市外への転出は、補助金の返還は必要ありません。子どもが就職・進学などにより転出する場合も同様です。
21	申請手続きについて	申請期限はいつですか？	/	新築住宅は基準日から6か月以内、中古住宅は基準日から1年以内に申請をする必要があります。
22		先着順ですか？	/	先着順で受け付けとなり、予算の範囲内で補助金を交付しますので、年度の途中で終了する場合があります。
23	その他	住宅ローン減税の適用について	/	本制度による補助金は、住宅の取得等に対して交付されるものですから、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受ける場合、当補助金額を住宅取得対価の額から差し引く必要があります。 [問い合わせ先: 喜多方税務署 0241-24-5050]
24		他の補助金を受けていても申請できますか？	△	原則として、県外移住者加算の適用がない場合は、以下の補助金を除き、他の補助金との併用を可能としています。 × 併用不可のもの 例) 福島県多世代同居取得支援事業補助金 県外移住者加算の適用を受ける場合は、一部の福島県事業で併用が制限されていますので、事前にご相談ください。